

(別表1)

ストックホルム条約の対象物質の追加に伴い化審法第一種特定化学物質に新たに追加指定することが適当とされた物質

化学物質名	CAS番号* (参考)	化審法官報 公示整理番号*
(トリデカフルオロアルキル) スルホニル基 (炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ (ヘキサン-1-スルホン酸) 又はペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	111393-39-6 55591-23-6 423-50-7 254889-10-6 38850-52-1 等	2-2814 2-2815 等

\* CAS番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。

(別表2)

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入を禁止することが適当とされた製品

化学物質名	製品
(トリデカフルオロアルキル) スルホニル基 (炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ (ヘキサン-1-スルホン酸) 又はペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</li><li>・ 金属の加工に使用するエッチング剤</li><li>・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤</li><li>・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</li><li>・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</li><li>・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</li><li>・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤</li><li>・ 半導体の製造に使用する反射防止剤</li><li>・ 半導体の製造に使用するエッチング剤</li><li>・ 半導体用のレジスト</li></ul>

※製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。